

○総務省告示第 号

情報通信ネットワーク安全・信頼性基準（昭和六十二年郵政省告示第七十三号）の一部を次のように改正する。

令和 年 月 日

総務大臣 村上誠一郎

次の表により、改正前欄に掲げる規定の破線で囲んだ部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の破線で囲んだ部分のように改める。

各 出 後							各 出 経						
[第1～第5 略]							[第1～第5 同左]						
別表第1 設備等基準							別表第1 設備等基準						
項 目	対 策	実施指針					項 目	対 策	実施指針				
		電 気 通 信 回 線 設 備 事 業 用 ネ ッ ト ワ ー ク	特 定 回 線 非 設 置 事 業 用 ネ ッ ト ワ ー ク	そ の 他 の 電 気 通 信 事 業 用 ネ ッ ト ワ ー ク	自 営 情 報 通 信 ネ ッ ト ワ ー ク	ユ ー ザ ネ ッ ト ワ ー ク			電 気 通 信 回 線 設 備 事 業 用 ネ ッ ト ワ ー ク	特 定 回 線 非 設 置 事 業 用 ネ ッ ト ワ ー ク	そ の 他 の 電 気 通 信 事 業 用 ネ ッ ト ワ ー ク	自 営 情 報 通 信 ネ ッ ト ワ ー ク	ユ ー ザ ネ ッ ト ワ ー ク
第1. 設備基準							第1. 設備基準						
[1. ～3. 略]							[1. ～3. 同左]						
4. 電源設備							4. 電源設備						
[(1)～(6) 略]							[(1)～(6) 同左]						
(7) 停 電 対 策	[ア～ク 略]						(7) 停 電 対 策	[ア～ク 同左]					
	ケ 防災上必要な通信を確保 するため、離島又は半島地 域に所在する市役所又は町 村役場の用に供する主たる 庁舎に設置されている端末 設備と接続されている端末 系伝送路設備及び当該設備 と接続されている交換設備 並びにこれらの附属設備 は、通常受けている電力の 供給が少なくとも72時間に わたり停止することを考慮 すること。ただし、通常受 けている電力の供給が72時 間にわたり停止した場合で あつても、他の端末系伝送							ケ 防災上必要な通信を確保 するため、離島に所在する 市役所又は町村役場の用に 供する主たる庁舎に設置さ れている端末設備と接続さ れている端末系伝送路設備 及び当該設備と接続されて いる交換設備並びにこれら の附属設備は、通常受けて いる電力の供給が少なくと も72時間にわたり停止す ることを考慮すること。た だし、通常受けている電力 の供給が72時間にわたり停 止した場合であつても、他 の端末系伝送路設備により利					

			路設備により利用者が当該端末設備を用いて通信を行うことができるときは、この限りでない。					
			コ 防災上必要な通信を確保するため、災害応急対策を実施する国の行政機関又は国の地方行政機関の用に供する主たる庁舎に設置されている端末設備と接続されている端末系伝送路設備及び当該設備と接続されている交換設備並びにこれらの附属設備は、通常受けている電力の供給が少なくとも 72 時間にわたり停止することを考慮すること。ただし、通常受けている電力の供給が 72 時間にわたり停止した場合であつても、他の端末系伝送路設備により利用者が当該端末設備を用いて通信を行うことができるときは、この限りでない。	○	—	—	—	—

[第 2. 環境基準 略]

〔注1～3 略〕

別表第2 管理基準

項 目	対 策	実施指針				
		電気 通信 回線 設備 事業 用 ネッ ト	特定 回線 非設 置事 業用 ネッ ト ワー	その 他の 電気 通信 事業 用 ネッ ト	自営 情報 通信 ネッ ト ワー ク	ユー ザ ネッ ト ワー ク

				用者が当該端末設備を用いて通信を行うことができるときは、この限りでない。				
[第2. 環境基準 同左]								

〔注1～3 同左〕

別表第2 管理基準

項 目	対 策	実施指針				
		電気 通信 回線 設備 事業 用 ネッ ト	特定 回線 非設 置事 業用 ネッ ト ワー	その 他の 電気 通信 事業 用 ネッ ト	自営 情報 通信 ネッ ト ワー ク	ユー ザ ネッ ト ワー ク

		ワー ク	ク	ワー ク		
[第1.・第2. 略]						
第3. 方法						
1. 平常時の取組						
[(1)～(14) 略]						
(15) 情報提供	[ア～ク 略]					
	ケ インターネット上の児童ポルノ画像等の流通・閲覧防止対策を講じている事業者においては、その旨を周知すること。	◎*	◎*	◎*	○	○
(16) 大規模災害対策	大規模な災害を考慮し、被災した施設の復旧に当たつての優先度を含め、復旧活動の調整方法について検討するとともに、応急復旧措置を行うために必要な機材について、大規模な災害時における被災エリアへの展開に関する計画を策定すること。	◎	◎	◎	○	○
[2.・3. 略]						
[第4. 点検及び見直し 略]						
[注 略]						
[別表第3・別表第4 略]						
備考 表の [] の記載は出記による。						

		ワー ク	ク	ワー ク		
[第1.・第2. 同左]						
第3. 方法						
1. 平常時の取組						
[(1)～(14) 同左]						
(15) 情報提供	[ア～ク 同左]					
	ケ インターネット上の児童ポルノ画像等の流通・閲覧防止対策を講じている事業者においては、その旨を周知すること。	◎*	◎*	◎*	○	○
[2.・3. 同左]						
[第4. 点検及び見直し 同左]						
[注 同左]						
[別表第3・別表第4 同左]						